

飯塚市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第13号

飯塚市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

(飯塚市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則)

第1条 飯塚市営駐車場条例施行規則(平成18年飯塚市規則第155号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金前払式カードの発行)</p> <p>第4条 市長は、条例第6条第3項の規定により料金前払式カード(様式第1号又は様式第1号の2)を発行するものとする。</p> <p>(構造上駐車できない自動車)</p> <p>第9条 条例第11条第1号に規定より駐車させることができない自動車とは、原則として幅<u>2.0メートル</u>、長さ<u>5.0メートル</u>及び高さ<u>2.1メートル</u>を超える自動車とする。</p>	<p>(料金前払式カードの発行)</p> <p>第4条 市長は、条例第6条第3項の規定により料金前払式カード(様式第1号)を発行するものとする。</p> <p>(構造上駐車できない自動車)</p> <p>第9条 条例第11条第1号に規定より駐車させることができない自動車とは、原則として幅<u>1.70メートル</u>、長さ<u>4.70メートル</u>を超える自動車とする。<u>ただし、飯塚文化会館駐車場及び飯塚立体駐車場は、原則として幅1.70メートル、長さ4.70メートル及び高さ2.10メートルを超える自動車とする。</u></p>

様式第1号の2(第4条関係)

様式第1号の2(第4条関係)

料金前払式カード(プリペイドカード)



第2条 飯塚市営駐車場条例施行規則(平成18年飯塚市規則第155号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(駐車料金の上限)	(駐車料金の上限)

第2条 条例別表第3の規則で定める額は、1,200円とする。

(駐車料金の減免)

第3条 条例第6条第2項で規定する別に定めるところとは、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる自動車について、市営駐車場(以下「駐車場」という。)の駐車料金の基本料金分を免除する。
- (2) (略)

(料金前払式カードの発行)

第4条 市長は、条例第6条第3項の規定により料金前払式カードを発行するものとする。

(定期駐車券の発行)

第5条 市長は、条例第6条第4項の規定により定期駐車券を発行するものとする。

2 定期駐車券の発行を求める者は、あらかじめ定期駐車申込書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(駐車券の交付等)

第6条 駐車場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、自動車を入庫するときに駐車券の交付を受けなければならない。

第2条 条例別表第3の規則で定める額は、次のとおりとする。

(1) 飯塚文化会館駐車場 1,200円

(2) 飯塚立体駐車場 1,200円

(駐車料金の減免)

第3条 条例第6条第2項で規定する別に定めるところとは、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる自動車について、各市営駐車場(以下「駐車場」という。)それぞれの駐車料金の基本料金分を免除する。
- (2) (略)

(料金前払式カードの発行)

第4条 市長は、条例第6条第3項の規定により料金前払式カード(様式第1号又は様式第1号の2)を発行するものとする。

(定期駐車券の発行)

第5条 市長は、条例第6条第4項の規定により定期駐車券(様式第2号)を発行するものとする。

2 定期駐車券の発行を求める者は、あらかじめ定期駐車申込書(様式第3号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(駐車券の交付等)

第6条 駐車場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、自動車を入庫するときに駐車券(様式第4号又は様式第5号)の交

2・3 (略)

(駐車券を紛失した場合の手続)

第10条 第6条第1項の規定により駐車券の交付を受けた者が、当該駐車券を紛失した場合は、駐車券紛失届を市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、遅滞なくその旨を市長に申し出て、指示を受けることで届出に代えることができる。

2 (略)

(出庫の拒否)

第13条 次の場合には、駐車した自動車の出庫を拒否することができる。

(1) (略)

(2) 利用者が自動車を出庫させる場合に、所定の駐車料金を納付しないとき。

(3) (略)

付を受けなければならない。

2・3 (略)

(駐車券を紛失した場合の手続)

第10条 第6条第1項の規定により駐車券の交付を受けた者が、当該駐車券を紛失した場合は、駐車券紛失届(様式第6号)を市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、飯塚立体駐車場においては、遅滞なくその旨を市長に申し出て、指示を受けることで届出に代えることができる。

2 (略)

(出庫の拒否)

第13条 次の場合には、駐車した自動車の出庫を拒否することができる。

(1) (略)

(2) 利用者が自動車を出庫させる場合に、所定の駐車料金(損害金がある場合は損害金を含む。)を納付しないとき。

(3) (略)

(指定管理者に係る読替え)

第14条 指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、様式第6号中「飯塚市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する

(補則)

第14条 (略)

ものとする。

(補則)

第15条 (略)

様式第1号(第4条関係)

(略)

様式第1号の2(第4条関係)

(略)

様式第2号(第5条関係)

(略)

様式第3号(第5条関係)

(略)

様式第4号(第6条関係)

(略)

様式第5号(第6条関係)

(略)

様式第6号(第10条関係)

(略)

附 則

この規則中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。